

# 農地転用許可申請書の添付書類（農地法4・5条）

福島市農業委員会事務局

令和5年7月27日

書類の名称及び記載要領等		関係窓口						
基本申請書類	<input type="checkbox"/> <b>許可申請書</b> 押印を省略する場合 ※補正事項等があった場合、原則書類の差し替えによる対応となります。 ※申請者全員(法人を除く)の本人確認書類(氏名、住所が分かる公的機関発行の書類)の写しを添付。 押印を省略しない場合 ※申請人全員の押印、捺印をし、申請者が別紙添付の場合には割印が必要となります。	農業委員会						
	<input type="checkbox"/> <b>様式第8-34号事業計画書</b>	農業委員会						
	<input type="checkbox"/> <b>土地選定比較表・理由書</b> ※農地以外や市街化区域内の土地等も比較検討すること。	農業委員会						
	<input type="checkbox"/> <b>土地登記全部事項証明書</b> （申請日から3ヶ月以内に法務局にて登記官から交付を受けた原本に限る） ※所有者の氏名・住所が違う場合は確認できる書類（住民票や戸籍の附票等）を添付する。 ※転用行為の妨げとなる権利を有する者がある場合⇒事前に抹消、できない場合は同意書等を添付 ※併用地がある場合、土地登記全部事項証明書の写し（地番、地目、面積、所有者が確認できる書類）を添付	法務局						
	<input type="checkbox"/> <b>公図</b> （申請日から3ヶ月以内に法務局にて登記官から交付を受けた原本） ※公図の写しの場合、転写人の職（土地家屋調査士等）・氏名・転写年月日を記入 ※一筆の内の一部を転用する場合は、転用部分の場所、面積を特定した上で実測図等を添付する。 1 申請地⇒現況地目・地積を記入し、赤枠で表示（併用地・既存敷地は青枠表示）する。 2 隣接地⇒現況地目・地番を記入	法務局						
	<input type="checkbox"/> <b>位置図</b> ※1万分の1～5万分の1の地図、方位、縮尺、申請地朱書、露天は会社所在地を記入							
	<input type="checkbox"/> <b>案内図</b> ※住宅地図等の写し、方位、縮尺を記入							
	<input type="checkbox"/> <b>配置図（土地利用計画平面図）</b> ※申請地赤枠、既存敷地青枠、縮尺、方位、作成者、作成年月日 1 接続道路の幅員 2 道路のみなし後退線とその面積 3 通路の幅員と延長 4 建物又は施設物の敷地内での位置（面積） 5 駐車場は規格と台数 6 法面とその面積 7 露天資材置き場は資材名称別に面積と色分け、通路・法面も色分け 8 取水・排水関係は青線記入							
	<input type="checkbox"/> <b>資金調達を証する書類</b> （転用主体が連名の場合、全員の証明書を添付） ・金融機関の残高証明書(申請日から1ヶ月以内のもの)または融資証明書(申請日から3ヶ月以内のもの) ・通帳（表紙、表紙裏面、最終残高の頁）の写し（名義人の奥書、作成年月日、押印、契印）	各金融機関 (原本)						
	<input type="checkbox"/> <b>土地改良区の意見書</b> （土地改良区の地区内にある場合に添付） ※地区外の場合は、土地改良区への確認日、確認した担当者名について口頭にて確認させていただきます。	土地改良区						
<input type="checkbox"/> <b>水利権者の排水同意書</b> （道路側溝や河川法による河川への直接放流の場合は不要）	各権利者より							
必要に応じた添付書類	<input type="checkbox"/> 建築物がある場合 <b>建築物の設計平面図・立面図</b> ※作成者・作成年月日・各階ごとの床面積、下屋面積、建築面積等を記入							
	<input type="checkbox"/> 測量している場合 <b>地積測量図・求積図</b> ※作成者・作成年月日							
	<input type="checkbox"/> 露天の場合 <b>念書</b> ※申請地所在、地目、地積、建物建築しない旨の記載、申請者記名押印。							
	<input type="checkbox"/> 敷地拡張の場合 <b>現況図</b> （敷地拡張が必要な根拠を明確にする場合に添付）							
	<input type="checkbox"/> 一時転用の場合 <b>工程表</b> ※農地に復元するまでの工程を記載							
	<input type="checkbox"/> <b>本体の事業に関する事業計画や契約関係を証する書類の写し</b>							
<input type="checkbox"/> 借地契約中の場合 <b>農地法第18条第6項の通知書</b>	農業委員会							
<b>法人のみ該当</b>								
基本その他	<input type="checkbox"/> ①か②のいずれかを添付 <b>①履歴事項全部証明書</b> <b>②定款または寄付行為の写し（代表者の奥書、作成年月日、押印、割印）</b>	法務局						
	<input type="checkbox"/> 定款の目的に記載がない場合には議事録の写し（代表者の奥書、作成年月日、押印、割印）							
	<input type="checkbox"/> 宗教法人の場合は規則認証書写し添付（代表者の奥書、作成年月日、押印、割印）							
<b>他法令関係</b> ※許可制度ではないものも、届出・協議がもれないようにし、調整結果がわかる協議書等を付けてください。								
必要に応じた添付書類	<input type="checkbox"/> <b>開発行為許可申請書の写し（收受印有の写し）</b>	開発建築指導課						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">協議要</td> <td>29- 2 農家住宅と付属建物、農業用施設（60条証明の写し）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29-11 宅地拡張 ①分家住宅・一般住宅・事務所の露天系を目的とする拡張 ②30㎡未満建築物で敷地拡張も30㎡未満の場合</td> </tr> </table>	協議要	29- 2 農家住宅と付属建物、農業用施設（60条証明の写し）		29-11 宅地拡張 ①分家住宅・一般住宅・事務所の露天系を目的とする拡張 ②30㎡未満建築物で敷地拡張も30㎡未満の場合			
	協議要	29- 2 農家住宅と付属建物、農業用施設（60条証明の写し）						
		29-11 宅地拡張 ①分家住宅・一般住宅・事務所の露天系を目的とする拡張 ②30㎡未満建築物で敷地拡張も30㎡未満の場合						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">開発許可要</td> <td>34- 1 社会福祉施設・老人福祉施設・医療施設等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>34-11 市街化調整区域内の指定区域内における自己用戸建または住宅兼用店舗等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>34-12 分家住宅</td> </tr> </table>	開発許可要	34- 1 社会福祉施設・老人福祉施設・医療施設等		34-11 市街化調整区域内の指定区域内における自己用戸建または住宅兼用店舗等		34-12 分家住宅	
	開発許可要	34- 1 社会福祉施設・老人福祉施設・医療施設等						
		34-11 市街化調整区域内の指定区域内における自己用戸建または住宅兼用店舗等						
		34-12 分家住宅						
	<input type="checkbox"/> <b>景観条例届出済み通知書等の写し（收受印有の申請書写し）</b>	都市計画課						
	<input type="checkbox"/> <b>法定外公共物（里道、水路）の使用許可・廃止許可書の写し（收受印有の申請書写し）</b>	農林整備課・管財課						
<input type="checkbox"/> <b>道路法24条に基づく私費工事許可証の写し（收受印有の申請書写し）</b>	路政課							
<input type="checkbox"/> <b>農振を除外（変更）した場合には、通知書の写し</b>	農業企画課							
<input type="checkbox"/> <b>その他（目的によって関係法令を適宜確認のうえ、確認された内容・通知書等）</b>								

太陽光発電設備敷地への転用許可申請の必要書類（営農型を含む）

※通常の添付書類に加えて必要

書類の名称及び記載要領等	関係窓口
<input type="checkbox"/> 現況図（表面と重複だが内容は別） 開発地を朱色で囲む 開発地及び開発地周辺における現況の用水及び排水の経路を色別に矢印で示すこと 開発地及び開発地周辺における現況の耕作用道路を着色すること 土地の高さ、傾斜について記載すること	
<input type="checkbox"/> 配置図（土地利用計画図（表面と重複しているお項目だが記載事項追加）） 太陽光パネル面積（太陽光パネル1枚の大きさ、枚数） 位置・隣接境界・施設間の距離・道路（種別幅員等）を明記 パネル、変電設備、送電線、外構、フェンス、土留め擁壁その他の施設整備、構造物を明記 雨水排水処理、汚水排水、取水等施設を明記。水の流れについて矢印で記載すること。 パワーコンディショナーの面積、管理用通路等の面積 接続する電柱の位置や電線の経路	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の平面図・立面図（太陽光パネル・パワーコンディショナー）	
<input type="checkbox"/> 発電モジュール及びシステム等の仕様書	
<input type="checkbox"/> FIT法（固定価格買取制度）の場合は、次の①か②のいずれかを添付 ①設備認定通知書 ②再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について ⇒②については、経済産業省から太陽光発電協会への通知等の写しを含む 非FIT太陽光発電の場合は、次の①及び②を添付 ①小売電気事業者の登録を証明する書類 ②発電した電気の売電契約書の写し	経済産業省 一般社団法人 太陽光発電協会JPEA 代行申請センター
<input type="checkbox"/> 系統連系・電力売電申込書及び系統連系技術検討結果通知書	電力会社
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備導入による売電収入等シミュレーション一覧表 売電価格（単位：円/kwh）及び事業年度及び発電所ごとのシミュレーション 日射量把握の検討資料及び想定発電量算出資料を添付	
<input type="checkbox"/> 事業費見積書	
<input type="checkbox"/> 撤去費の費用負担に係る合意を証する書面や設備設置者が自ら撤去する旨の書面 撤去費の見積書及び積立計画等を添付すること ※積立の場合、撤去費を資金計画に含めないことも可能	
<input type="checkbox"/> 雨水処理、汚水処理、取水計画書 処理方法、施設の仕様書、施工図、維持管理方法を明記し、雨水の流出係数の算出資料を添付 土砂流出、水害対策について明記すること	
<input type="checkbox"/> 維持管理方法の説明資料 清掃、除草、絶縁、漏電、送電、構造物接合部の緊結、周辺農地の維持管理を明記	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電に関するガイドライン届出書（写）	環境課
<input type="checkbox"/> 隣地所有者及び周辺住民説明状況等の調書 説明方法及び説明内容、境界立会、工事着手通知、緊急連絡先提示等	

※その他転用規模等により追加資料の提出を求める場合があります。

※許可後、報告書（工事完了（進捗状況）報告について）の提出漏れが無いようにしてください。

営農型の場合の必要書類 ※上記の必要書類に加えて必要	関係窓口
<input type="checkbox"/> 営農型発電設備の設置に関する意見書（様式1号）	農業企画課
<input type="checkbox"/> 発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書（様式2号）	
<input type="checkbox"/> 栽培計画図 平面図、立面図等を基に、農機具による効率的な営農に支障がないことが確認できる書類を添付する	
<input type="checkbox"/> 農作物の収穫量の関連データ 原則として市町村統計を用いるが、統計がない作物は自然条件に類似性のある地域の統計等を用いる	
<input type="checkbox"/> 営農型発電において営農作物が育つ根拠 生育に適した日照量や下部の農地の収穫量を、営農作物の光飽和点データ及びパネル設置後の遮光率等を基に記載すること。	

※営農型発電（シェアリング）は県に意見照会するため2部提出

※営農型の申請の場合、県に意見を求めるため、通常の転用より許可に時間がかかります。

※営農型の申請の場合、「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書（様式5）」を毎年報告ください。

報告に必要となりますので、営農型発電設備設置者及び営農者は、作物の作付から生育過程を写真等で記録してください。

◎締切日までに必要書類が整わない場合、翌月の受付となりますのでご注意ください。

◎他法令との協議が必要な場合は事前に関係機関との協議または受理が終了してからの申請となります。なお、締切日までに関係機関との調整が困難な場合は翌月の受付となります。